

議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づきまして、市政事務に対する一般質問を開始いたします。

一般質問は20名の議員から通告がなされております。日程から見ましても、本日は質問順番5番大河内議員の質問まで終わりたいと思います。質問の方法、時間は議会運営委員長の報告のとおりでございます。議事進行につきましては、特に御協力をお願いいたしたいと思います。執行部の答弁につきましても、的確、簡潔をお願いいたします。

それでは、最初に、22番平野議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから私の一般質問を始めていきたいと思っております。

ことし3月1日、山内町、北方町、武雄市の1市2町が合併をしまして、新しい武雄市が誕生しまして約3カ月がたったわけでありまして、その間、市長選挙、市議会議員選挙が行われ、市長も市会議員も新しい顔ぶれのもとで、武雄市の政治の枠組みが市民の皆さん方の厳しい選択で確立されました。今議会は新武雄市の定例会としては最初の議会であり、各種の行政課題、その裏づけとなる予算案の審議などが本格的に始まります。

私は、議会と議員の役割が、執行部が提案する行政課題とその執行に要する予算が最少の経費で最大の効果を図る、この費用対効果をしっかりとチェックすることが最大の役割だと、そう任務を自覚いたしております。地方自治の本旨である住民と滞在者の健康と安全を守り、福祉の向上を図ること、この立場から私は一貫して市民の暮らしと健康、安全を守るための行政のあり方を市政事務に対する一般質問を初め提案される議案の質疑に臨んでまいりました。住民の多面的な要求を縦横に取り上げる私の政治的立場は市民の皆さんから求められているということであり、このことをしっかりと受けとめて市民の皆さんの負託にこたえていく、そういう決意でこれから臨んでいきたい、そう考えております。

それでは、通告に沿って質問をし、市長の見解並びに執行部の見解をただしていきたいと思っております。

そこで、最初の質問ですけれども、水道料金の引き下げについてであります。

この課題は私も一貫して取り上げてきており、武雄市民の長年の願いでもあります。さきの市長選挙では両候補ともに水道料金の引き下げを公約されました。樋渡市長はこの公約を実現するに当たって、いつまでに実施されるのか時期の設定、このことをどのように考えておられるのか。まず、その考えを示していただきたい。このことから質問をしていきたいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

お答え申し上げます。

時期の設定については、最速で平成20年度と想定をしております。その間に、私も具約で申し述べたとおり、専門審議会をつくりまして、その中で十分御議論をいただき、平成20年度を目途に開始をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長が選挙期間中に出された政策提言集42の具約、具約42、これを読ませていただきました。そこで、その3番目に佐賀県一になる予定の水道料金、固定資産税の税率、介護保険料等の引き下げに向けて専門審議会を設け、検討を開始する。これは平成20年になっていますね。これは佐賀県一どころか、既に、日本水道協会の発表によると全国すべての市町村で比較しますと第7番目なんですよね。その認識はもう発展させられていると思うんですけどね。これは2年後の平成20年度となっているわけですがけれども、私が注目したのは導入部分の上から3行目、括弧内は開始年度、可能な限り前倒ししますと。

非常にこのところを期待して質問しているわけでありましてけれども、ただ、今の答弁を聞いておりますと、従来の執行部の考え、議会で論議してきたこと、これらが若干後退するんではないかと、そう考えておるところです。議事録見られたらわかるんですけども、これまでの議会での答弁、合併を契機にいろんな協議が重ねられてきました。水道会計については合併と同時に一本化する。料金の体系については2年間、従来どおり1市2町それぞれの料金体系でいくなだと。その間、調整をしながら2年後には統一料金体系に組んでいくと。そうすると武雄市民の高い水道料金に我慢してきた内容というのは、武雄市にとって安くなるだろうと。それがずっとはっきりしてきて安くなります。これがこれまでの議会での答弁でした。そうすると、平成20年をめどに専門審議会を設けて、しっかり論議をしていく。そこから検討を始めるのか、あるいはそれまでもう既に検討された結果として平成20年に水道料金の引き下げが具体的に実施されていくのかと、そこを明確にしていきたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

可能な限り前倒しというのは、拙速ではなく十分議論をした上で前倒しできるものはできるものというふうに考えております。水道料金の時期の設定につきましては、平成20年度中

に何とかやりたいというふうに思っております。

なお、水道料金で平成20年度から行うというのは私が申し上げたのが最初だというふうに認識をしております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今の市長の答弁を整理しますと、従来の2年後ではなくて、既に平成20年度には新しい料金体系で始まっているというふうに理解をしたところであります。間違っていれば、後で訂正をお願いします。

そうすると、私は直ちにと今まで要求してきましたけれども、一步前進かなという感じはしないでもありません。私は直ちにとという背景には財源の問題があります。財源を無視して、この間一貫して追及してきたわけではありませんし、現に今ある利益剰余金、通告に書いてありますようにこの利益積立金をどう理解するかという問題だろうと思います。これはこれまでの論議の中で、武雄市は高料金対策の対象市になっています。国が示す資本費との間に大きな差がありますので、国は全国平均、料金の平準化を求めて、あるいは一番高いところと一番安いところと10倍の格差があるから、これを是正しなさいと、これが高料金対策の制度の目的ですね。

ですから、武雄市はこの制度が平成の初めから一貫して交付税措置をされてきました。実質収支で見ますと赤字ですけれども、赤字を補てんして、なおかつ現在の利益剰余金というのは1,514,680千円、これが毎年決算で大体この水準で計上をされております。山内町を見ますと、利益剰余金は119,010千円、北方町で134,250千円、これを合計しますと1,767,940千円というのが、合併した水道料金の会計一本化した中に計上されております。このうち武雄市が1,514,000千円利益剰余金持っていますね。旧武雄市で見ますと1世帯当たり150千円ですよ。赤字を補てんして、なおかつ黒字を計上してきている。高料金対策の交付税の積み上げ分が今日の積立金の到達ですから、これは還元すべきじゃないかというのが、この間一貫した私の論議の中心点でした。そうしますと、このお金をずっと寝かしておくのかということにもなるわけであります。

この点で今後の見通しはどうなんですかね。先ほど平成16年決算での利益剰余金を言いましたけれども、これは水道部の方から答弁してもらいましょうか。今後の高料金対策の見通しを考えた場合に、どこまで利益剰余金が膨らんでいくのかと。答弁をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

皆さんおはようございます。先ほどの平野議員の高料金の見通しでございますけれども、武雄市水道で24年度まで、北方水道で19年から20年、それと山内水道で18年度の1カ年ということで推計をしているところです。16年度の利益剰余金の積み立てですけれども、ここについては平野議員がおっしゃる金額と私どもが把握している金額は若干違いまして、武雄市水道で申しますと1,402,000千円程度。

〔22番「減債基金が入っておらん、減債基金」〕

それと、旧山内町で108,500千円ということで、合わせまして1,510,000千円が利益積立金の正式な額だろうというふうに思っているところであります。先ほど申されましたとおり、これがどれくらいふえていくかという問題であります。

利益積立金につきましては、現在のところ、まず償還が武雄市水道の方では平成20年度に償還のピークを迎えるということもございまして、一応一昨年からだったと思っておりますけれども、剰余金の全額については減債基金の方に繰り入れて、そして償還に充てております。北方水道の方でも剰余金が出た部分については平成33年の返済金のピークに向けまして、減債基金として積みしているところであります。

したがいまして、私ども水道部としましては、これ以上利益積立金がふえるということは当分考えにくいというふうに考えているところです。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

高料金対策の今後の見通しについて、中身の点から御答弁を申し上げます。

現在、議員御案内のとおり、配水管と浄水場、非常に老朽化をしております。したがいまして、この更新時期に一定の金額がかかるということと、数年前から問題になっております鉛管、あるいは石綿管等々の処理をきちんと行わなければいけない。したがって、その分に充てる分というのは十分考えておかなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

間違っただけ数字を言っているわけじゃありません。水道部がつくった資料の中に利益剰余金、武雄市1,514,682,597円、山内町も同じ先ほど言った金額ですよ。ただ、部長が言いよったのは利益剰余金の中に減債積立金、利益積立金、分けていますね。全体統括すると利益剰余金なんです、性格づけは。それはあなた方がつくった資料でしょう、これ。間違っただけ数字を言っておるわけじゃありません。

今、市長が答弁した配水管の古いものから新しいものへという事業、あるいは淵ノ尾浄水場の大規模な建設ありますね。それを十分見込んだ上で、なおかつ利益積立金、先ほど水道部長はそんなに利益積み立てがふえないと。これも水道部がつくった資料でいきますとね、これは昨年総務省に、暮らしを守る共同行動の一員としまして毎年行っているんですけども、武雄市も資本費を上げないでくれと。平成16年までは総務省はずっと資本費を上げて、交付税がその分安くなるという仕組みがありました。去年の交渉の中で、要請行動の中で、資本費は179円をもってこれから下がるだろうと。いわば全国平均出しますと、年間有収水量、これは有収率の変動で分母が大きくなる場合もありますね。武雄で八十四、五%ですか。分子になる減価償却費、そしてそれに加えて企業債の利息払い、これはダムの後発組からしますと、年々その負担が軽くなっていく。分子が小さくなりますので資本費は下がるだろうと。昨年12月に武雄市も高料金対策の補正8,800千円出しましたですね。資本費を178円に計算し直して出しました。

私が驚いたのは、水道部がつくってくれた資料を見ますと、これが平成18年には178円が175円、3円下がったわけですよ。これは先ほど水道部長も知っていると思うんです。そうなりますと、武雄市の、あるいは北方町、あるいは山内町、三つをそれぞれ見ていきますと、武雄の場合、従来179円で資本費を計算していた場合には交付の時期は平成22年まででした。これが178円になったことによって2年間延長して、さらにこれが175円、これは下がったことによって平成25年まで見通しができる。もちろん武雄市の資本費も下がっていきますので、そうしますと17年から22年まで武雄市の分でいきますと997,000千円でしょう。平成23年から24年に延長された分、これが84,000千円。このすべてを減債基金に回すわけじゃありませんね。当然、利益積立金は赤字を補てんして、なお利益積立金で計上されていくはずですよ。大きくはふえないと言いましたけれども、市長が公約されている水道料金を引き下げる。その方向でいきますとね、この高料金対策の交付税をいかに有効に使っていくのかと、これは大事な視点、観点だろうと思うんです。もちろん減債基金の積み立ても企業債の返還にとっては必要の場合もありますよね。それ以上の一般会計からの繰り出しはしていないわけですから。

北方を見てみますと、北方は既に高料金対策の対象の町であったわけですが、これは先ほど水道部長が言ったとおり、平成22年までに54,000千円、山内が平成22年までに11,000千円、これを合計していきますと、新たに資本費が175円に下がったことによって、1市2町、新しい武雄市で1,082,000千円、これが料金の格差是正、料金の平準化、これを目的にした高料金対策の交付税として武雄市に入ってくる。この財源の見通しもしっかりした上で、私は直ちにできるんじゃないかという提案をこの間一貫してきたわけです。それは先ほど市長が言いましたように繰り返しませんけれども、従来の答弁より一歩前進という評価を一部しておりますけれども、市民の皆さん方は頭下げるまでないですよ。2年を1年なら、そりゃ

大いに評価もするところですが、これが半年かもわからん。2年後以内ですからね。ぜひ1年とか半年でも、一日も早く、これは市民の願いにこたえる道ですので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

例えば、これはいろんな人の話を聞きますとね、山内町並みに 山内町は20トン換算でいきますと月額で5,090円。山内町並みに水道料金を引き下げた場合、武雄市との差というのは863円ですね。北方でいきますと約265円。そうしますと、山内町並みに水道料金を引き下げるためにどれだけの原資が必要かと。計算しますと約1,100,800千円。そうすると、全体の利益剰余金の中に占める割合というのは10.4%ですよ。そんなに大きな山内並みに水道料金5,090円に引き下げて、今ある利益剰余金、これが10.4%で済む。そしてまた、その次ずうっと高料金対策のお金が来るわけですから、ぜひひとつそういった意味では市民の負託にこたえるという方向で努力をお願いしたいというふうに思います。

水道料金の問題では一時借り入れの問題で聞いておきたいと思います。

水道決算の平成16年度を見ますと、一時貸付金としてどのように計上されているか。資金運用形態というのが決算資料として出ております。これを見ますと、平成15年の他会計に貸し出した一時貸付金、これが3,589,000千円。16年度決算を見ますと、これが37億円、水道が持っている現金ベースは旧武雄市でいきますと約23億円、これが1年間の間に主にどこに貸し付けられているかという、中身を調べていただきましたけれども、平成16年で見ますと、競輪事業会計に年2回、延べ27億円、これは8日間とか21日間ですから、資金繰りかれこれで、とりあえず水道会計から一時借りどころと。一般会計に2回、7億円と3億円、延べ10億円。これ足しますと、年間39日間になりますけれども、これが16年度で27億円、そして15年で3,589,000千円ですね。土地開発公社への10億円、こういうのも入っております。

一時借り入れというのは、俗に一借と言うんでしょうけれども、いわばやみ借金という評価する人もおりますね。余り積極的なスタイルではないというのを何か読んだことがあります。これは議会には出せない 出せないというか出さなくていい金ですね。一時借り入れというのは予算計上が既にされているわけですから、その資金を運用するわけですから、予算に計上はしない。議会での論議はないまま、決算でこういう資金運用をしましたと。資金の運用管理につきましては、財政法では最も有利かつ安全な方法でと、したがって有利な方法でということの一つかもわかりませんが、3年間見ますと利息は3,000千円入ってきている。銀行に複雑な手続をするよりも、一定の利息を払って水道の23億円の現金ベースの中から9日間貸してくれ、10日間貸してくれと、俗に言いますと、ある意味じゃ便利な金になっておるわけですよ。

そういう俗に言えば便利な金、資金、これが資金取り崩しの一つのネックになってきたんじゃないかと、これは私の勝手な判断でしょうかね。そこはぜひ一つ、今後のこともありますのでね、この一借とさっき言った現金ベースである20数億円、この関係は今後の財政運営

では市長が責任者ですから、一言だけ、今後の関係について述べていただきたいというふう
に思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

お答えいたします。

水道の保有資金のお尋ねかと思えますけれども、これについては基本的には資金の性格、
目的からすれば貸付金としては利用しがたいというのは承知をしております。しかしながら、
やみ会計というふうにおっしゃいましたけれども、基本的に決算委員会と、あるいは議会答
弁等でお答えしていますとおり、やみもオープンになれば、一定それは認められるものと考
えております。

さらにはさっき議員もおっしゃったように、資金の有効利用でございます。これはオール
武雄で見た場合、貸付利率は金融機関の約半分程度でありますので、これにとって武雄市の
財政は非常に助かっておると理解をしております。今後の扱いについては、私の具約でも申
し上げていますとおり、専門審議会等できっちり議論をしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

やみが表になる機会というのは1回きりしかないんですよ。これは毎年11月に行われ
る 水道会計は9月ですか。しかし、水道会計出される9月、その後の決算資料等々でし
か一時借り入れという数字は出てこない。そういう点では何と申しますか、表に出たとい
う点では、今後の決算審議の中で平成17年度も出ておりますので、しっかり論議を深めてい
きたいと考えております。

以上で水道問題については質問を終わって、次の子育て支援の具体化について移してい
きたいと思えます。

子育て支援、どこでも今は普通の言葉になってきましたですね。と同時に、緊急の課題で
もある。また、子育て中の若いお母さんに限らず、いろんな理解が広がっていきましてね。
当然行政の課題として今クローズアップされてきているところです。第1に、就学前医療費
の無料化 小学校に入る前の子供たちの医療費の無料化についても、この間、議会で論議
をいたしてまいりました。特に急がなきゃいかなんというのは、経済的な支援という側面で見
ますと、出生率が1.25と。ある新聞では1.25ショックというふうに書いてありましたけれど
も、過去5年間、連続して過去最低を記録してきている。いつここに歯どめがかかるのかと。
これは極めて政治の課題でもあるわけですね。私どもは少子化が毎年進んで過去最低を記録

していく背景、これをきちんと見ておく必要がある。

その一つの背景にあるのは、不安定雇用の広がり、いわば経済的な安定、経済的な自立というのが、特に若年層、20代に至っては2人に1人が非正規雇用。武雄市も決して例外ではない。非正規雇用は全体の労働者の中の33%。その中でも深刻なのは20代、2人に1人だと言われています。契約社員、パート、アルバイト、こういう形で非常に不安定な雇用形態、そうなると、結婚をして子育てをしてという上での経済的な自信、確信というのがだんだん遠のいていく。これは必然だろうと思うんですね。さらにこれに加えて長時間労働、これは結局正規雇用を少なくして長時間労働でコスト削減を図っていくと、そして企業は企業で大きな利潤を上げていく。こういう仕組みになっていますね。

それから、増税、出産、育児、教育など、こういった経済負担も一方でふえてきている。大きくくくってみますと、いわば子育ての社会的環境の悪化というのがそこにあるのではないのかと。あと、もう一つは、競争社会の中で勝ち組、負け組と分けられる。そして、勝ち組も最近の証券市場を騒がしているような、いわばああいう人たちが勝ち組なんでしょうね。負け組が圧倒的なんです。そういう中で教育に対する不安、経済的な不安、こういったことがいわゆる社会の病理現象というのもあるでしょう。そういうことから少子化に歯どめがかからない。行政として何が今できるかと。その一つとして提案しているのが就学前医療費の無料化ということでありました。

市長の具約の32のところでは、子育てならば新武雄市と呼ばれるような新しい事業を行う。残念ながら、この32のところをみますと、初年度、これは18年度という意味でしょうか。「3人目の児童をお持ちの世帯の負担軽減策を行い、順次拡張を検討します。平成20年の予定」と、これは予定じゃなくて予算という意味ですか。だから、ここの具体化は何なんだろうかと。これは直接市長の口から聞かないとわかりませんが、この中に小学校に入る前の子供たちの医療費の無料化というのが想定されているのかどうか。その点からまず考えを示していただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

就学前の医療無料化につきましては、私もしたいです。しかし、65,000千円かかるということを見ると、今の武雄市の財政状況を考えた場合には、具約並びに今の私にとってみれば考えておりません。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

3歳未満児までの全疾患を対象にした医療費の無料化というのは、佐賀県は既に始まっておりますし、武雄市もやっております。武雄市が何もしていないということじゃないですね。歯科医療費については既に16年から予算化されて、ことしは歯科乳幼児医療費と説明書に書いてありますけど、これは就学前も含まれているんでしょうね。6,330千円、予算が計上されております。さらに平成18年の予算では乳幼児医療費52,244千円。これに新たに65,000千円、これは新たにじゃなくて、恐らく1市2町に拡大されましたので、そのことを想定しますと、旧武雄市でいいますと小学校に入る前の子供たちを対象にした場合には1,400人程度が新しく対象になりますね。その当時の資料を見ますとね、拡大 合併しましたので、それだけ市の負担がふえるんだらうと思うんですけど。

全国的に見ましても、いわば多数派になってきているんです。全国的に見ましても、すべての疾患を対象にして就学前医療費を無料化しているのは、県で見ますと、外来、入院とも就学前の無料化というのは17都道府県に広がっています。決して武雄市だけの課題じゃなくて、子どもは県にそのことを求めていくと同時に、国も少子化対策を言うならば、経済的な負担の軽減を言うならば、そういう分野から取り組んだらどうかと。7日の県の健康福祉本部への要請行動の中でもそのことを強く要請をしてきたところですけども、県の2分の1補助という形になっていきますと、市長が言う65,000千円の単費というのはその半分になっていくわけですから、ぜひ市長も強く県に要請していただきたい。既に17都道府県は入院、通院を含めて全ての疾患を無料にしています。それから、5歳までというのは香川県、鹿児島県、2県ありますね。入院は就学前だけれども外来は5歳まで、それが5県。そういうふうに見ていきますと、何らかの措置をしているというのは44都道府県に上っています。その中で3歳未満児だけを対象にしているのは佐賀県と宮崎県、福井県、この3県だけ。全体の流れになってきている。

佐賀県だけ見ましても、83%が3歳未満児以上に年齢枠を拡大する、あるいは入院を対象にする。そういう形で3歳未満を取り払って、そして就学前までの対象、年齢を広げていくことを含めましてね、県内83%の自治体がそういう施策をやっております。身近なところでは嬉野市が6月議会で、すべての疾患を対象にして就学前医療費無料化を図ると、この6月議会に提案するというのが新聞に出ていました。鹿島市は就学前まで対象を広げて、2分の1の助成というのが今度議会で論議されますね。

市長が言う今の財政状況を考えると、とてもじゃないけど65,000千円の財政支出は非常に困難だという認識ですね。嬉野だって潤沢な財政ではないと思うんですね。鹿島市だって、そんなにあり余ってやっているわけではない。優先順位のつけ方だらうと思うんです。そういった意味では、県内も多数になってきている中で、武雄市は歯科医療費だけを就学前まで無料という状態が続いていくわけですね、今の市長の考え方からいきますとね。これも一日も早く就学前医療費の無料化を実現する。子育て最中の若いお母さんたちは強く望んでおら

れます。

これは、私どもは子供たちの健康を守る会で署名をやっていましてね、第1次分集約として4月の選挙前に、これはその当時、永尾市長職務執行者、第1次分として署名を提出しております。また、その後もずっと運動が進んでいまして、約1,000名近い署名が今集まってきているんですね。その中に、就学前まで医療費を無料にしてほしいという願いが昨年11月に行ったアンケートにも、今進めている署名運動の中にもあらわれてきております。そこはどういうふうに永尾職務執行者から引き継いでおられるのか。そのときに新市長にきちんと伝えますということでした。どういうふうに聞いておられるのか、それはひとつ答弁をしていただきたい。

もう一つは、結局、県の事業としてこれは進めていく必要もある、県と市が一緒になってですね。（「古川知事に言ってこんね」と呼ぶ者あり）だから、そこを県への課題、そして武雄市の独自の課題、両方相まって早く要請にこたえていく、このことが大事だろうと思うんですけれども、再度市長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、第1点目の永尾市長職務執行者のお話が出ました。包括的に引き継ぎは行いましたけれども、個々の事例については、今つぶさに思い出すことはできません。

2点目の国・県の話であります。その前に、先ほどちょっと答弁すればよかったと思っておりますけれども、今回のお話が少子化対策なのか、あるいは親御さんたちの医療費全体の生活の関係なのか、その政策目的をはっきりさせることが、まず施策を踏み込む上で私は肝要だというふうに思っております。ともすれば、今までの国の子育て支援対策については何のために使ったかようわからんという話が多々あります。それは少子化目的ですればそうかもしれないですけれども、いずれにしても政策目的をさっき議員も冒頭におっしゃいましたけれども、最少の経費で最大限の効果を得なければいけないと、私も全く同感でございます。したがって、政策目的、政策効果をはっきりさせた上で種々の子育て、特に少子化対策については考えなければいけないと考えております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

実際の子育て支援中の人たちの経済的な負担軽減、これは県も言っていますよね。そしてまた、そのことがトータルで言いますと、少子化対策の一環でもあるということも、これは県のいろんなパンフを見ておりますと、その当時、古川県知事がどういふふうにいるかといいますと、きっかけは前回の医療費の改定で、3歳までの医療費というのが7割の給

付から 8 割の給付になりましたね。個人負担が 2 割に軽減される。これは現在国会で審議されている医療の改悪、まさにこれは高齢者にとっては改悪なんですけれども、小学校に入る前の子供たちまで医療給付を 8 割にすると、それも中に含まれているんですよね。全体としては改悪なんだけれども、子育て支援という一環だろうと思うんですけども。そのときに県の古川知事の答弁をパンフで読みました。一つは県の方でも 3 歳以上、就学前未満児のうち第 3 子以降を対象に全疾患補助をしようと、これにつきましては県が 2 分の 1 を補助しますという制度を現在計画している。これはいつの答弁かといいますと、2005 年の 12 月議会、そういうふうに県の考え方をこの議会で紹介されております。

ですから、その当時、武雄市としてもどういうふうな形で 3 歳以上就学前未満児の子供たちの医療につきましては補助制度をつくっていくかと鋭意検討している。鋭意検討した結果が、当面は歯科医療費を無料にしていこうという結論におさまったわけですね。これが全疾患に広がってきているのが全国的にも大きな流れなんだと。あるいは県内各自治体を見ましても、これは大きな流れになってきている。どこでも財政の台所事情は厳しいというふうにいるんですよ。そういう中でも、この経費節減については具体化していこうと。決して武雄市だけがおくれないように強く要望しておきたいわけであります。

そうしますと、この時点で県が作成したいろんなパンフの中にも、いわば子育て支援という見出しがありまして、県の武雄市というチャイルドプランでしようけれども、この中に経済的負担の軽減、医療の分野の環境整備、そういうことが書いてあるんですよね。そうしますと、医療の分野での環境整備の中に、先ほど市長が言いました少子化の目的も経費節減も、言葉は違いますが一体のものとしてこれは具体化していく。そういう内容なんではないでしょうか。県はそういうふうに検討している。そこはどうなんですかね。県と武雄市が一体となつてとさっき言いましたけれども、そこはどういうふうに感じられますか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

お答えいたします。

子育ての支援につきましては、先ほど御答弁したとおり、これは国・県、市町村の三位一体の責任だというふうに考えております。少子化対策、あるいは子育てに成功した外国でいうとフランスがまさにそういう体制をとっております。したがって、先ほどの御質問でありましたけれども、県、市だけで果たしてどれだけの効果が上がるか。これは広く子育て一般について御答弁申し上げたいと思いますけれども、これは国も入れないと十分な結論結果は出ないというふうに認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私は、いろんな困難な中で今子育て中の人たちを行政も、あるいは地域社会も励ましていくと、そのことが大事だろうというふうに思うんです。ですから、その一環として経費節減というのを、就学前医療費の無料化という形での経費節減、それを提起しているわけであります。ぜひ武雄市がおくれをとらないように。この分野でも具約に書いてありますように、子育てするなら新武雄市でと。この子育てするなら新武雄市でというのは、中身が見えないと武雄市での若者の定着、これは出てきませんね。それは早くこういう中身を具体的に示していただきたいというふうに思います。

次に、学童保育の問題について質問を移していきたいと思います。

これを提案しているのは、学童保育のいわば年齢、小学校3年生までという対象枠を拡大してほしいと、そういう要望が私のところにも寄せられてきております。法的には3年生まででなければならないという根拠はありませんね。そこは通常の学童保育プラス長期休暇 武雄市は長期休暇をやっていますね。長期休暇の学童保育もそういった意味では対象枠を広げてほしい。この点での具体的な検討をしている課題があれば示していただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

学童保育については、現在、3年生までを対象に実施をいたしております。現在、実施しておりますのは北方町、それから山内町、それから武雄市内の御船が丘、武雄小学校、それから朝日小、それから現在、本年度から橘町、それから武内町で実施をしているところでございます。

本年度から長期休業中の学童保育については、全地域に広げるよう計画をしているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

対象学年を伸ばすべきではないかという御質問だったと思います。これにつきましては、今のところ低学年から高学年まで一緒に事業を行うことは安全管理の問題、あるいは利用施設の確保の問題で、今のところまだ検討を開始はしておりません。しかし、当面まだ未開設校区があります。東川登、西川登、若木校区につきましては、まず未開設の部分を先に始めて、それから先ほど議員がおっしゃったことは考えるべきだというふうに認識しております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私も現状がどうなっているのかというのは前もってつかんでいるんですね。武雄市内11校区のうちに、さっき部長が言いましたように6校区で始まっていると。県の方針としても、要は2人以上希望者があれば放課後児童クラブは開設するという方向で校区が広がってきていますね。全県的にもそうなんです。全県で173校区のうちに国庫補助を受けてやっているのは105クラブ、県単の小規模でやっているのが18、県単の全県普及が19、町単独が二つ、そういうことで広がってきていますね、町単独でもやろうと。

そういうことを考えていきますと、対象枠の拡大というのは、最初は例外的なのかもわかりませんね。確かに4年生から6年生までの授業の単位数と低学年の1年から3年までの時間差ありますね。そういうことも考えて小学校3年という一つの目安として線を引いたんでしょうけれども、しかし実際考えてみますとね、例えば小学校3年生までの兄弟2人、学童保育で放課後、一緒に学習したり遊んだりしていたと。1年たつと4年生になる。お姉ちゃんであれ、お兄ちゃんであれ、先に帰りなさいと。授業を受けている時間もありますね。弟や妹は学童保育でやっている。そうすると、1人で帰らなきゃならないという事態も起こってきますよね。ですから、全校区に広げた後で対象枠の拡大ではなくて、希望者があればそれは受け入れる、こういう柔軟性というのが求められてきているんじゃないでしょうか。

（「東川登はどがんでんよかとや」と呼ぶ者あり）

ですから、言いましたように、対象校区を全校区に広げつつ、そして希望者があれば対象枠も拡大していく。現に鹿島市は全小学校区でやるというんでしょう。ですから、まだそういった学童保育については、今、市長の見解がありましたので、まず全校区に広げたいというのは先ほどの見解ですけどね。これに加えて、希望者があれば枠を広げる。そういう柔軟な対応が必要ではないかというのが今回質問している趣旨であります。

さらに女性参画時代や女性の社会的進出や経済活動への進出、これは当然のことですよ。そしてまた、労働形態が必ずしも8時から5時までとなっているところばかりじゃないですね。いろんな不安定雇用の中で昼からのパートであってみたいり、夕方からのパートであってみたいり、それはさまざまな時間の雇用形態が進んできていますね。そういう状態を認識するならば、例外的な措置としてでも、希望者があれば枠を広げる。このことが大事だろうと思うんです。

ですから、全校区に広げることを前提にしつつ、再度お伺いしますけれども、希望者があれば対象枠を広げる。こういう柔軟性が必要だと思えますけれども、その点での答弁を再度お願いしたい。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

御答弁を申し上げます。

柔軟性につきましては、行政の場合はしっかりした計画のもとで、その部分で柔軟性が肝要かと思っております。その上で、私も柔軟性については人後に劣るものではないというふうにも考えておりますけれども、まず申し上げたとおり、市民あるいは東川登、西川登、若木の皆さんたちが、まず自分たちのところから開いてくれという要望に真摯にこたえたい。その上で、いろいろな種々の課題についてはこたえたいというふうに思っております。

なお、先ほど部長から答弁したとおり、4年生以上、盲、聾、養学校の小学部児童については加えることができるというふうにもしておりますので、きちりそこで輪切りをしているという問題ではありません。また、輪切りの問題は非常に難しいと考えております。6年生まで広げても、中学生からはまた違うこととなりますので、それは3年生で切るのがいいのか、あるいは6年生で切るのがいいのか、これは輪切りの問題とは私は認識しておりません。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

制度的にするのが一番いいですし、いわば希望者がどの程度かという実態もつかむ必要がありますね。私が言う柔軟性というのは、そういう制度を確立していく過程、一斉に用意ドンではなくて、その家庭の、いわば仕事の状態はどうなのかと、家庭の状態はどうなのかと、これはケース・バイ・ケースだというふうに思うんですよ。いきなり制度として一斉に用意ドンということを今要求しているわけじゃありません。希望者があれば柔軟に対応してくれというのは言っているわけですね。ひとつそういう希望者があるかどうか事前の調査も含めて、制度的にどう検討していくのかというのを始めていただきたい。

もう一つ、学童保育を今考える場合に、先ほど冒頭言いましたけど、非常に社会的な病理現象といいますか、本当に不安ですよ。PTAの人たち、老人会の人たちもパトロールという黄色いステッカーを張りましてね、特に下校時にはパトロールされていますよ。そこまで病んだ状況といいますか、一番安心なのはスクールバスを出す以外にないという自治体も出てきていますよね。それほど本当に今、子供たちの環境というのは我々が経験したことのないような病んだ現象というのが広がってきている。都市から農村、ところ構わず事件が発生しているのに心を痛めております。そういう中での行政の課題として学童保育の対象年の枠の拡大という側面も必要じゃないかという提案であります。

私は、学童保育を一番最初ここで取り上げたのが、もう22年になりますか、22年前でした。その当時は、放課後ひとりぼっちの子供をつくらないと、そういうことから始まっていったんですよね。いわばお母さんたちも仕事に出かけていく、子供たちが家に帰ってきて、テレビの前でじっと座っているんじゃないだろうか。お母さんはお母さんとして心配だ。そういう寂しいひとりぼっちの子供をつくらないということから学童保育というのは始まりました。今ではそれだけにとどまらずに、保護者からしますとね、子供の安全・安心という側面、地域で守っていこうという役割。それで、じゃあ、行政としてはどういう課題があるのか。学童保育の中身も位置づけも時代とともに変わってきているんじゃないかと、そう認識せざるを得ませんので、子供たちの安全を確保する立場から、ぜひ先ほど提案した対象年齢の枠、希望者に準じて広げていっていただきたい。強く要請しておきたいというふうに思います。

次に、武雄市民病院の事業について質問を移していきたいと思います。

市長の具約42の中では、市民病院に関する項目というのが全然見えなかったんですけれども、私の見落としではないですね。市民病院が地域のいわば中心的な役割、中核的な役割、そういうことを求めていくなれば、当然具約42の中に今後どういうふうに武雄市民病院を充実させ、発展させていくかというのが述べられてあるのかなあと。もし、僕が見落とししていたら言ってください。ありませんでしたので、市長としてどういうふうに考えておられるのか、まずその点からお聞きしたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私の具約について御質問がありました。森羅万象を書くことになると、これは行政のマスタープランと同じでございます。あくまでも政治家として、私がやりたい、これは実現可能性として行政の長としてできるであろうという、極めて現実妥当性の高いものについて列記したものであります。したがって、病院のあり方等々については今後十分議論をしていきたい。そこに上げて、私は議論を縛ることはしなかった。これが私の具約の考え方であります。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私は今、市長の考えを聞きましてね、どうして書いていないのかということをやさしく指摘したわけじゃありませんので、そこは誤解のないようにしていただきたい。今後の課題としてクローズアップされてくる課題でしょうから、そのことは指摘をしておきたいと思います。

そこで、最初の質問として上げておりました結核医療についての県への財政支援、これを強く求めていくことについて、市長の考えを聞きたいわけでありますけれども、武雄市は昨

年の8月、佐賀県市長会を通じまして、結核医療体制の県での一元化について要望書を提出されております。これは一昨年もそうだったんでしょうか。昨年の県への要望書を読ませていただきました。要約すると、二つのことが言えるのかなと。

一つは、結核は現時点でも国内最大の感染症には間違いない。しかし、結核診療が一般患者に比べて診療報酬単価が低い。不採算部門だと。武雄市の赤字の一つの要因になっている。ですから、ここで述べられているのは適当な時期に廃止したいと考えておりますと。

もう一つは、一弱小自治体病院で行うのではなくて、県病院で一元的に取り組みられるよう要望しますと。これが昨年の県への要望項目でした。副市長は県からこっちに就任されたので、県の考え方もここでどうだったかと。武雄市の要望に対して県がどのように答弁しているか。現在、県内の結核病床は、東部医療圏の50床を中心に北部を除く県内の各医療圏に設置され、医療需要に対応している。ということは北部医療圏もないんですね。日赤が後退しましたし、伊万里も結核病床を廃止しましたし、北部医療圏には結核病床はありません。あるのは、県も認識されているように、その中で県の結核医療対策としては、県の東部に位置する国立病院機構東佐賀病院、これ50床ですね。県の西部に位置する武雄市民病院を結核医療の中核施設として位置づけている。ここまではいいんですよ、位置づけとしては。ああ、重要視されているんだなあ、県西部の結核医療に関しては中核的な医療施設だと、そういう認識なのかと、ここまではいいんです。

結核医療については、これまで国、県、市が一体となって進めてきたところであり、武雄市民病院においては引き続き県西部地域の拠点として御尽力をお願いしたい。これは昨年の県の回答書です。県西部地域の中核的な結核医療施設だと、こう位置づけている割には県の財政支援は一度きりで、その後は全くないというのが現実ですね。ここが問題だと思うんです。結核予防法では地方公共団体の責務だと、これは去年の要望書にもそのことが書いてありますね、第3条の4に。予防計画に対する県の責務。「地域の実情に即した結核患者に対する適正な医療の提供のための施策に関する事項」、県の責務として書いてあります。

そうしますと、武雄市に任せっ放しにするのではなくて、県の財政支援というのは当然ではないのかと。あるいは、県と市町村の町村はありませんけど、県と武雄市の共同責任、そのことをどう自覚をしてもらい、武雄市民病院に対する助成措置を要求していくのかと。その点で市長、どのように考えられますか。位置づけと、県が一度しか財政支援をしてこなかったという関係について答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

結核医療につきましては、これはまず私は大切だというふうないうふうな市長としては認識しております。あわせて、これは結核の関係法律の予防ですけれども、県が主体的に行

うべきという認識にも立っております。しかしながら、県の財政状況等を考えると、理念と現状が乖離しているかなということは現実問題として認識をしております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長が県の財政の状態を心配されているとすれば、ことしも要望書を出しても、県の回答はそれ以上の発展はないかもしれませんね。私は実際に結核医療に、対策も含めて携わっている武雄市としては、そのところを強く要請していく必要がある。私はこの議会で一貫して言ってきたんですけどね。

5月27日に開かれた福祉生活常任委員会で、武雄市民病院の院長も参加しましたがけれども、そこでも県に対する要望の中で、これ以上武雄市としては結核病床を抱えるとやれないと。診療報酬は下がるばかりだと。20床を抱えていますとね、医師の配置も看護師の配置も基準が出てきますので、当然その費用というのは出てきますよね。もし、これを廃止すれば、その分の医師の配置、看護師の配置、これは基準どおりにやっていけるわけですから、経費も幾らか削減できるかもしれない。ただ、県の南部医療圏の計画から行きますとね、一般病床はこれ以上ふやせませんね。いわば診療所のベッド数はふやせても、一般病院の病床はこれ以上ふやせない。

ですから、武雄市が国立から引き受けた当時、一般病床105、結核病床50。結核病床を縮小して一般病床をふやしたいと。そのときに、今は県の医療センターですけど、嬉野医療センターの産婦人科のベッド数を30減らして武雄市に持ってくると、それで135の一般病床になったという経緯がありますね。これ以上一般病床をふやせない。20床減らすとすれば、それはもう医師の配置や看護師の配置、そういう側面からの削減効果でしかできない。しかし、今市長が述べられたように、県西部方面では武雄市民病院しかありませんので、ここは大事な施策だと考えていると。そういうことであるなら、ぜひ県に対しても強く要望していく必要があるんじゃないかと。

特に結核病床に対する いや、不採算部門ですよ。そこはこれまでの論議の中で、例えばこういう試算を市民病院にしてもらったことがあります。結核病床の場合の診療報酬、これは17千円から8千円、在院日数というのは3カ月。一般病床の場合には、在院日数は20日として、診療報酬は27千円、つまり診療報酬だけで見れば10千円の差が出てくる。ここが不採算部門と言われる原因の一つでもありますね。これを仮に これは仮の計算ですよ。仮に20床を一般病床に切りかえて、65%入院している、回転率でいいますとね。そうすると、20床でいいますと81,770千円。これを結核病床との差でいきますと、50,000千円の差が出てくる。これは仮の話ですからね。今、入院率は40%ですか。だから、そういう差が

出るほど不採算部門だと。仮の計算というのはそういうことの立証でもありますね。そこを県はしっかりと理解してもらう必要があると思うんです。

もともと国立武雄療養所を市民病院に移す国立病院の統廃合計画の中に、全国の療養所がほとんどでしたので、不採算部門からの撤退という国の行革の一環でもあったわけですね。しかし、武雄市民としては残してほしいということで、この5年間経過しました。平成18年からは3分の1の赤字補てんはなくなりますので、それで60,000千円の国の特別補助金も来ませんね。ますます今抱え込んでいる赤字幅というのは広がっていく。それじゃ、どうするのかと。一般会計からの繰り入れは148,000千円ありますけれども、これは投資に対する利息、元利の補てんということからの繰り出しであって、運営面での繰り出しではありませんね。そこら辺を考えていきますとね、本当に大事な問題だと思うんです。県と市の結核医療に関しては共同責任だと。

実は驚いたのは、7日に暮らしを守る共同行動で、県の健康福祉本部への要請行動に参加をしました。武雄市から出された要望書とあわせて昨年から廃止になった県の福祉タクシー制度をもとに戻してくれという内容で武雄市から私としては要請をしたわけですがけれども、この中で結核医療に関して県がどういう認識をしているのかと。驚いたんですけれども、県は財政支援していると。62,000千円の財政支援、73,000千円の一般病床分としての財政支援。それは平成13年の開設当初1回きりでしょうと。103,000千円と私は思っていましたけれども、県の健康福祉本部長の話によると135,000千円。これは数字を確認したらいいですね。県は62,000千円の結核対策分としての助成、73,000千円の地域医療分としての助成、合計すると135,000千円でしょう。決算で見ると103,000千円じゃなかったかと私は思うんですけれども、どっちが本当ですかね。これは事務長に答弁をお願いしたいです。

そこで、どういうふうな話になったかといいますと、結核医療についての赤字、それは言葉でそのとおり言いますとね、見せかけの赤字じゃないかと。よっぽど議会でこういう発言するというのは、後に残りますからね、どうしようかどうしようか随分迷ったんですけどね、撤回されませんでしたので、武雄市の赤字というのは見せかけの赤字だと。結核対策分として62,000千円助成をしている。減価償却でずうっと引き落としていけば、まだその金は生きているという認識なんですよ。そんなことはないと驚いたんですけどね。

もう一つ驚いたことは、赤字脱却のための経営努力をどうされているのかと。私は武雄市を代表して行ったわけじゃありませんからね。経営診断をコンサルにお願いして、中間報告を受けて分析中だと、そして委託料の見直しだとか、そういう努力は今されている。執行部もその赤字脱却のためにいろいろやっている。一昨日、要請に行ったのは、不採算部門の結核病床20床抱えていることによって生じる赤字、これを共同責任として、その一部を県に助成をお願いするという立場から行っているわけですね。

それに対してさらに驚いたのは、どういう判断で引き受けられたんですかと、国立療養所

武雄病院を武雄市が引き受ける。どういう判断で決められたんですかと、これには私も驚きましたけど。国の医療計画に武雄市は苦渋の判断として市民病院として市民の期待にこたえようということから残したわけでしょう。と同時に県への財政支援というのをその当時の市長、執行部は強く働きかけてもきたんですよ。その当時、助役としては県からこっちに見えていましたけど。ここでの論議だとか、県の財政支援というのは何回も何回もここで論議をした上で、そして県の財政支援というのが一部実施されたと、それも認識は本部長に言わせると、結核対策分62,000千円、地域医療対策分73,000千円、そういう回答なんですよ。

ですから私は、県の財政事情を心配されていますけれども、そこは実際に抱えている武雄市の市長の立場として赤字の要因の一つでもありますので、県との財政面での共同責任を強く要請すべきじゃないかと、そう考えますけれども、改めて市長の見解をお伺いしたいし、事務長に県の財政支援の金額は幾らだったのかというのを示していただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

県の担当者のお話は今ここで初めて聞きました。公の場でそのような発言がなされたということであれば、それは非常にけしからんということだと認識をしております。その上で、県と市の財政責任につきましては、先ほど答弁したとおりであります。

議長（杉原豊喜君）

木寺市民病院事務長

木寺市民病院事務長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

県の助成金については、平野議員がお考えのように103,000千円と、そういう認識でございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私も県の発言を聞きましてね、何かストレスを抱え込みに行ったんじゃないかと思うぐらいに腹立たしかったんですけども、本来、今までの私のここでの主張というのは、今でも国内最大の感染症で佐賀県内の結核病の発症率といいますが、実数でいうと年間300人前後だと。ただ、排菌条件ありませんからね、知事の命令入院というのはない ほとんどないというのはおかしいけれども、そこまではいいませんよね。ですから、結核病床に入院される方というのは、昔は家族の同意、昔は措置入院と言っていましたよね。県知事の命令で入院させる。これが措置入院ということでしょうかね。県知事はそういう権限を持ってい

るんですね。ここのところを厚生労働省は今変えようとしていますけどね、入院するときには県知事の命令で入院させる。そういう責任だけは持っていて、そして、実際の財政運営は市町村に任せると。ここはやっぱり県に強く言うべきじゃないかと、財政支援を強く求めるべきではないかと。

私はそういう最大の感染者を出し、厚生労働省が発表した結核異常事態宣言、これまだ撤回されておりませんので、まだ生きていると思うんです。そういうことであれば、いざというときの備え、安心・安全の立場から結核20床、県西部でここしかない。この20床は県と市の責任で守るべきだと。こういうふうにして、ここでも論議をしてきたわけでありましてけれども、今までの県の対応、回答書を見ているとね、この際、武雄市が結核については県にゆだねると。県が直接持っているところはないわけですから。東佐賀病院はもともと国立ですよ。県が直接責任を負っている分はないわけですからね。この際、武雄市の財政赤字を一部緩和させるためにも、この際、ゆだねたらどうかと、そう考えざるを得ないようになってきました。福祉生活常任委員会でも院長は、この際もう県にゆだねる、適当な時期に廃止すると、こういう強い姿勢で臨んでいきたいと、こういう答弁されましたからね。私は県の共同責任を自覚させていく上で、これも一つの方策ではないかと。命令は県知事がする。財政は支援しない。先ほど木寺事務長が言いましたように、県の財政支援というのは103,360千円ですよ。その認識も県は間違っています。機会があれば正しておきたいというふうに思います。

そこで、武雄市民病院が開設当初、どういう位置づけをしてきたのかというのをこの件については最後にしておきたいんですけども、先にもう1点しておきましょうね。国、県、市の三位一体だと市長は言いましたよね。県への財政支援と同時に国の交付税措置、これが15、16、17、減らされてきている。一時期は結核病床に対する国の補助金というのは一般病床に比べますとふえてきていましたけど、ところが493千円から平成17年度は473千円、20千円減らされてきている。

これも昨年、さっき紹介しました暮らしを守る共同行動の一員として政府に要請したときに、撤退するなら撤退していいですよと。ここもつれない返事だったですけどね。ここでも紹介しましたが、この5年間に800床減ってきている。撤退してきているという意味でしょうね。そして、武雄市民病院さんは4割しか入院患者いませんので、撤退するなら撤退していいですよ。そのかわり5年間は交付税としては措置しましょうと、そういう返事でした。本当にそういった意味では、国内最大の感染症と言いつつ、国は結核医療からの撤退、また、結核予防法を変えて感染症の中に組み込んでいく。これは今、国会で論議される内容ですね。それで入院に関する知事の命令権、ここら辺も変えていくという内容が今国会で論議されている。

そういうことを考えますとね、先ほど言いましたように、この際、武雄もあえて撤退する

かと。それも一つの方策かなと。県病院に一元化するという武雄市の要望ですね。言わざるを得ないような状態が出てきておりますので、検討する必要があるんじゃないかというふう思います。

次に、武雄市民病院に関してはもう一つ、小児科を含めた体制の充実ということについて質問を続けていきたいと思えます。

小児科を含めた体制ですけれども、小児科医の不足が叫ばれて随分久しいですよ。これは小児科医が不足する背景というのは小児科もゼロ歳児、未満児、小学校に入る前の子供たち、小児科全体でくりますとね、やっぱり年齢によってはなかなか難しい診療部門だろうというふうに考えられます。もう一つ大きな要因としては、小児科に関してはいわば診療報酬が低いと、これが最大の要因ではないかと。そしてまた少子化だと、これも一つの要因ですよ。そこら辺は大きくは国の政治の問題だろうと思うんです。と同時に、小児科の先生を市民病院に配置してくれと、常勤の医師を配置してくれというのは、市民病院を引き受けた側の市民の強い要望でもあります。

これは去年の12月の議会でここで紹介しましたけれども、同じ国立病院を市民病院として引き受けた大分県の中津病院、これは250床の病院ですけれども、小児科医の先生が8人常駐されている。その8人のうち3人は広域圏でその人件費を負担している。ここでも紹介しましたよね。ですから、武雄市の市民病院をどういう特徴づけしていくのかと、どういうふうに位置づけていくのかと。中津市民病院はそれで黒字経営をやっていますね。これはぜひ資料を取り寄せていただきたいと思えますけれども。

そうしますと、市民病院の中に小児科医を配置する場合に、少なくなっている医師をどうやって武雄市に来てもらうかと。中・長期的な計画が必要だろうというふうに思うんです。そういうふうに見ていきますと、例えば県の施策の中に小児科等医師の確保のための県修学資金、奨学金ですね。県の条例でいきますと、佐賀県医師修学資金等貸与条例、これが平成17年度から実施されております。それを見ていきますと、足りない足りないということで手をこまねているんじゃないかと、行政としてもいかに医師を育てるか、そういう観点も必要だろうというふうに思うんです。全国の自治体病院が医師不足で悩んでいる。そしてまた、病床数に対する医師が不足してくると、国はペナルティーをかける。診療報酬を引き下げる。入院費も引き下げていく。農村部の自治体病院ほどいかに医師を確保するかで、今それこそ市長を先頭に苦勞をされていることは新聞でも報道されております。そういうことを考えますとね、国の施策ではありますけれども、もう一つはやっぱり自治体病院として育てるということも大事じゃないかと思うんです。

そこでお伺いしたいんですけれども、平成17年から実施されている小児科医師の育成に関する奨学金、実績がわかれば教えていただきたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

木寺市民病院事務長

木寺市民病院事務長〔登壇〕

お答えを申し上げたいと思います。

これは県の修学資金の活用実績ということになりますが、大学生の修学資金として、1学年につき1,228千円、大学院生について1年につき1,560千円、研修資金として研修1年につき1,500千円、そういった制度の中で、平成17年度で新規4名、平成18年度継続3名、新規5名と、そういう状況になっているようでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長の答弁の大方の予想がつかますけれども、あえて聞きますと、財政事情が大変だからという答弁が返ってくるんじゃないかならうかと思って聞くんですけども、それでも市民の期待にこたえていく、命と健康を守るというのは地方自治体の本来の役割でありますね。そうしますと、苦渋の選択であったとしても市民の要望にこたえて市民病院を残したと。そしてまた、市民だけじゃなくて、地域の開業医の人たちとの地域の連携を深めていこうとすれば、やはり小児科医師の配置というのは避けられない課題だろうというふうに思うんです。

さっき事務長が言いましたように、既に平成17年度で新規4名、やっぱり県内なりの自治体病院に勤務をしてもらうという、そういう目的を持って奨学金制度が発足しているということですね。18年度が継続3名で新規5名ということですから、幾らか広がってきている。継続3名は17年度の4名の中身ですよ。そうしますと、県立病院もありますし、そして市民病院、そういった意味では医師1人を育てるという点では大変な金額がかかりますね。1人大学に送って医師の免許を取るまでというのは時間もかかりますし、お金もかかる。そういうことからしますとね、そういう子供たち、家庭を応援していく施策としては歓迎すべき内容だろうと思うんです。

こういう点では武雄市も県との共同という形ででもやる意思、あるいは今後検討する考えはございませんか。これは市長の見解を聞いておきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

予想とは違う答弁をしたいと思います。

私は、まず医療については武雄市民病院に小児科の先生がいらっしゃるというのは理想だというふうに認識をしております。ただし、これは財政的な面もさることながら、実際小児科の先生たちがおらんわけですね。じゃあ、どこに小児科の先生たちが向かいよるかという、やっぱり都会の方、あるいは勤務条件がすこぶるいいところ、あるいは便利なところと

というのが一般的に小児科の先生たちの意向だというふうに認識をしております。そういった意味で、武雄は非常に医師を囲う上でも不利な状況下にあるという認識は同じだというふうに思っております。その上で、私はセカンドベストとして、先ほど議員おっしゃったように、中津市民病院のことを出されました。私はこれと全く同じでございます。今後、医療というのは広域圏で考えるべきだというふうに私は政治家として認識をしております。さすれば、武雄市が今どういう状況下にあるかと申し上げますと、これは私が説明するまでもなく、嬉野国立病院があったりとか等々の前提課題があります。今後、私は中途半端にいろんなところが五つも六つもあるよりは、広域的な医療の観点から一つセンター的なところに県、あるいは国は重点的に支援をすべき。市も、そういった意味で側面的に広域圏を考えて私は考えなければいけないというふうに、基本的な哲学として思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

県はこういった奨学金制度を一方で活用して中・長期的に医師の確保を図っていこうと。もう一つは、昨年から実施されている救急の特に夜間の小児科の診療ですね。これは、県は8,800千円でしたが、予算を組んで、伊万里市に1人、佐賀市に1人、武雄市は杵藤広域圏で休日急患センターの中に土曜日と日曜日、夜7時から9時までということで助成を始めましたですね。大変喜ばれておりますよ。そういった意味では、先ほど言われましたように、単に武雄市だけの責任だけじゃなくて、さっき言った県との共同責任をこの分野でも果たしていく必要があるんじゃないかと。共同責任という範囲の中には広域的なという意味も含まれていると、そう考えております。

そうしますと、医師を育てるという側面からも武雄市民病院を抱えている側とすれば、積極的にリードしていく。そういった意味では、広域的な範囲に広げていくかどうかは別にしまして、それは具体化できるのであれば、ぜひ提案もしていただきたい。どこの自治体病院でも医師不足、先ほど言われましたように、全国自治体病院の毎年行われる総会でも、結局都市への集中というのが多いと。したがって農村部が医師過疎地域になる。そういうことが言われていますね。ですから、そういった意味ではぜひ自治体の具体化、国への要請、県への要請はもっと強めていく必要があるなということを考えております。

そういった意味では、脳外科の先生が6月から常勤として勤めていただくと。本当に嬉しいことだと思うんです。関係者の方々の本当に御苦労が実ったんだなああと歓迎いたしております。そういった意味では、脳外科の先生がいた時期といなかった時期、これは数字で見ると明らかなんですけれども、例えば武雄市民病院でつくっていただいた診療別救急車受け入れ件数という資料、15、16、17、見てみますとね、15年度は脳外科の先生が常駐されていた年ですね。全体の救急の搬入というのは657件。そのうち脳神経外科が112件。一番多いで

すよね 一番多いとはいかんか、呼吸器科が117件ですから。しかし、それにしても比重としては大きいですよね。16年の9月に脳外科の先生が佐賀大学医学部にいわば呼び戻されたと、実際そうですね。このときには救急の受け入れ件数というのは538件、脳神経外科は43件。極端に落ちている。平成17年度はゼロですね。ですから、佐賀大学医学部に引き揚げられたときの新聞報道を見ても、全体の医業収益の中で脳外科の占める割合というのは1割だと。これは大きいですよね、経営面から見しても。

そういった意味で今度、脳外科の先生が武雄市に常駐として勤めていただくというのは、経営という側面から見しても好転といえますか、そりゃ、けがとか病気はせん方がいいには決まっていますけれども、これはこれで大いに歓迎すべき内容だろうと考えております。と同時に先ほど言いました小児科の医師の配置についても、短期、中期、長期考えながら、ぜひ育成するという観点に立っていただきたいということを要望しておきたいと思います。

時間があと3分しかありませんので、最後に98年7月に発表された国立武雄病院の移譲検討報告書、これは最終報告書だったと思いますけれども、そこでは整備構想として基本方針を述べてあります。第1には、市民の健康を守り、信頼される医療機関として市民の医療事情に対応した病院運営を行う。これは基本方針の第1。2番目には、病院の運営については基本的に国立武雄病院の機能を引き継ぐとともに救急医療体制の整備や診療科の拡充など病院機能の強化を図る。3番目には、患者サービスの向上に努め、市民に良質な医療を提供するとともに、経営の合理化を推進する。4番目には、医療、保健、福祉の相互の連携を強化するための期間的な病院として位置づけ、地域の医療機関との連携を図るものとする。これが整備構想の中でまずうたわれた基本的な方針、武雄市民病院の位置づけ。これを明確にしつつ、今日5年間過ぎましたですね。いろんな変遷を経ながら、脳外科については先ほど言いましたように、改めて常駐される。診療科目もふえたということになってきております。そういう点で市民の願うところ、これにしっかりとこたえるということから新しい出発になると思うんです。5年間は国の赤字補てん3分の1が来ていました。いよいよこれは60,000千円来なくなる。いよいよ自力で市民の信頼にこたえる病院経営、また、もちろん診療の中身も質もそうですね。質があってこそ患者の量的な拡大も図れるというふうに考えておりますので、そこはぜひ市長の具約にありませんでしたけれども、新しい出発として努力をお願いしたい。このことを要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（杉原豊喜君）

それでは、以上で22番平野議員の質問を終了させていただきます。